

議案第五十九号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

平成元年四月二十六日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年四月二十六日 原案承認

三朝町議会議長 安井由行

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成元年三月三十一日

三朝町長 安田真一郎

三朝町条例第二十七号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「二十四万八千円」を「二十五万六千円」に改める。

第三十四条の二中「同条第一項及び第三項から第九項まで」を「同条第一項及び第三項から第十項まで」に改め、「生命保険料控除額」の下に、「寄附金控除額」を加え、「第五項及び第九項」を「第六項及び第十項」に改める。

第三十六条の二第一項中「第三百十四条の二第四項」を「第三百十四条の二第五項」に、「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改め、同条第四項中「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改める。

第五十四条第五項中「農用地開発公団が農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行う同法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む」を「農用地整備公団が農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行う同法第十九条第一項第一号イの事業を含む」に改める。

第三百三十一条第四項中「農用地開発公団が農用地開発公団法により行う同法第十九条第一項第一号

イ又はロの事業を含む。」を「農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法第十九条第一項第一号イの事業を含む。」に改める。

附則第五条第一項中「三十一万円」を「三十二万円」に改める。

附則第十五条中「附則第三十一条の二第一項、第二項、第三項若しくは第四項若しくは」を「附則第三十一条の二第一項から第六項まで、」に改める。

附則第十五条の三第一項中「第二章第八節」を「第二章第六節」に改める。

附則第十六条第二項中「昭和六十年から昭和六十三年までの各年度分」を「平成元年度分及び平成二年度分」に改め、同項の表中「千四百五十円」を「千四百円」に、「二千八百五十円」を「二千八百円」に、「三千六百五十円」を「三千六百元」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 平成元年度分及び平成二年度分の軽自動車税に限り、昭和六十二年運輸省令第三号による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一条第二項の規定の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の第三号に掲げるもの（同号に規定する二サイクルの原動機を有するものを除く。）で同項及び同条第三項の基準に適合するものに対する第八十二条第二号の規定の適用については、同号イ中「三千円」とあるのは「二千九百元」と、「四千元」とあるのは「三千六百元」と読み替えるものとする。

附則第十六条の三第一項中「平成元年度」を「平成六年度」に、「第三十四条から」を「第三十四

条の二から」に改める。

附則第十七条の二第二項中「以下本項において同じ。」を削り、同条第三項中「第三十四条の二第二項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第三十四条の二の改正規定、第三十六条の二第一項の改正規定（「第三百十四条の二第四項」を「第三百十四条の二第五項」に改める部分に限る。）及び附則第十六条の三第一項第二号の改正規定並びに次条第二項及び第三項の規定は、平成二年四月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）第二十四条及び附則第五条の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、昭和六十三年分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十四条の二の規定は、町民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年一月一日以後に社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十二条第二項に規定する共同募金会に対して支

出する寄附金について適用する。

3 新条例第三十六条の二第一項及び第四項の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 新条例第五十四条第五項の規定は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十三年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年七月二十三日以後に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号。以下「改正法」という。）による改正後の農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち改正法による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業が施行された場合における新条例第五十四条第五項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業（農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。）」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第四条 新条例第三百三十一条第四項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。

）は、平成元年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例第三百三十一条第四項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）

は、昭和六十三年七月二十三日以後にされる土地の取得に対して課する特別土地保有税については適用し、同日前にされた土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年七月二十三日以後に改正法による改正後の農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち改正法による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業が施行された場合における新条例第三百三十一条第四項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業（農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。）とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例附則第十六条第二項の規定は、平成元年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和六十三年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。